

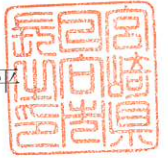
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年2月9日

日向市長 十屋 幸平



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
R3-1	日向市東郷町山陰字山ノ口 甲 311 番 1	198-イ-1、1- 1、1-2、1-3、2、 2-1、2-2、2-3、 2-4、2-5	山林	1.07 (1.00)	5年 (2027. 2. 8)	1筆の 一部

2 縦覧場所 日向市林業水産課、日向市のホームページ

3 本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。